

別表1 受講要件（受講資格番号①～⑤に係る詳細）

受講要件	詳細（解釈）	提出書類 ※1
① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度を含め過去5年度の間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、<u>介護支援専門員法定研修（実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ〔専門課程Ⅰ・Ⅱ〕、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等）の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員法定研修（実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ〔専門課程Ⅰ・Ⅱ〕、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等）に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験等が分かる書類の写し 例…講師依頼文書・研修企画会議録等
② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度を含め過去5年度の間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、年度（4月～3月）4回以上参加した者 ・研修の回数は毎年度4回以上が理想ですが、ある年度（4月～3月）に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。ただし、今年度の場合は、受講申込日までの期間となります。 ・研修として認めるのは、<u>介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県、圏域ブロック）、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするもののみとします。事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修（介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修は除く）、多職種連携懇談会及び市民講座のように専門職向けでない内容のものは、該当しません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講証明が発行されている研修については、<u>申込時に受講証明の写しを添付していただきます。研修の受講証明が発行されていない研修については、受講証明は必要ありませんが、研修の内容がわかるような物（研修資料、研修報告書など）の写しを添付していただきます。</u>
③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度を含め過去5年度の間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、<u>日本ケアマネジメント学会や介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県）が主催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者</u> ・共同研究者は該当しません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該演題発表等を証する書類の写し 例…当該研究大会に係る抄録・資料集等
④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> ・参考…認定ケアマネジャー制度については平成15年度から認定開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定ケアマネジャーを証する書類の写し
⑤ 介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度介護支援専門員実務研修から適用します。 ・複数名が実習担当された場合、主担当のみが対象となります。 ・平成27・28年度滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修にてアドバイザーをされた方も対象とします。 なお、他府県での地域同行型実地研修（同様な研修）については、認めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修の実習指導等を証する書類の写し ・<u>滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修の全講座の受講証明書</u>

※1 提出書類等は、滋賀県及び滋賀県介護支援専門員連絡協議会等にて確認します。なお、提出書類は返却しませんので、原本でなくコピーを提出してください。